

2016年（平成28年）10月4日

内閣総理大臣

安倍晋三殿

福岡県弁護士会

会長 原 田 直 子

福岡県弁護士会人権擁護委員会

委員長 黒 木 聖 士

勧 告 書

当会は、別紙申立人等目録記載の各申立人からなされた人権救済申立事件について調査した結果、貴殿に対し、次のとおり勧告します。

第1 勧告の趣旨

申立人らは、別紙申立人等目録記載の勤務先から、同目録記載の年月日に解雇され、又は免職の処分を受けた者であるが、これら解雇、免職の措置は、いわゆる「レッド・ページ」として申立人らが共産黨員又はその同調者であることを理由になされたものと認められる。

これは、特定の思想・信条を理由とする差別的取扱いであり、思想良心の自由、法の下での平等、結社の自由を侵害するものである（日本国憲法19条・14条1項・21条1項、世界人権宣言2条1項・7条・20条1項）。申立人らは、これら解雇等の措置によって、申立人らに非があるかのように取り扱われてその名誉を侵害されたばかりでなく、生活の糧を失うことによって苦しい生活を強いられるなど、生涯にわたる著しい被害を被ってきた。

このような人権への侵害は、当時我が国が連合国最高司令官総司令部（GHQ）の占領政策の下にあり、GHQの指示や示唆があったとはいえ、いかなる状況下においても許されるものではないばかりでなく、当時から日本国政府も自ら積極的にその遂行に関与し、又は支持して行われたものであると認められ、さらに1952年に平和条約が発効した後は、日本国政府として申立人らの被

害回復措置を容易に行うことができたにもかかわらず、今日までこれを放置してきたのであって、これらに対する国の責任は重い。なお、付言すれば、及び2008年10月24日及び2010年8月31日に、それぞれ日本弁護士連合会から同様の事案に対して人権侵害である旨の勧告がなされた後も、被害回復措置は講じられていない。

よって当会は、国に対し、申立人らが既に死亡したり、高齢であること等を鑑みて、可及的速やかに、申立人らの被った被害の回復のために、名誉回復や補償を含めた適切な措置を講ずるよう勧告する。

第2 勧告の理由

別紙「勧告の理由」記載のとおり。